

東濃西部広域行政事務組合条例第 1 号（平成 20 年 2 月 6 日公布）

東濃地域医師確保奨学資金等貸付条例

（目的）

第 1 条 この条例は、将来医師として東濃地域の指定医療機関において地域医療の業務に従事しようとする者に対し、修学上必要な資金を貸し付けることにより、地域医療における医師の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学生 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する大学(同法第 97 条に規定する大学院を除く。)の医学を履修する課程に在学する者をいう。
- (2) 大学院生 医師免許を受けている者であって、大学院の医学を履修する課程に在学するものをいう。
- (3) 研修医 臨床研修(医師法(昭和 23 年法律第 201 号)第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修をいう。)又は専門研修(医師の専門性に関する研修のうち、地域医療に従事するためのものをいう。)を受けている医師をいう。
- (4) 指定医療機関 多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市及び恵那市内にある医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条に規定する公的医療機関(県が開設する医療機関を除く。)をいう。

（貸付対象者）

第 3 条 組合は、次の各号に掲げる者であって、将来医師として指定医療機関の業務に従事しようとする者に対し、当該各号に掲げる資金(以下「奨学資金等」という。)を貸し付けるものとする。

- (1) 大学生 大学生奨学資金
- (2) 大学院生 大学院生奨学資金
- (3) 研修医 研修資金

（貸付金額及び貸付期間）

第 4 条 奨学資金等の貸付金額及び貸付期間は、規則で定める。

（貸付けの申請）

第 5 条 奨学資金等の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、管理者に申請書を提出しなければならない。

（連帯保証人）

第 6 条 申請者は、2 人の連帯保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人は、奨学資金等の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するも

のとする。

(貸付けの決定)

第7条 管理者は、第5条の申請書を受理したときは、速やかに貸付けの適否を決定し、その旨を申請者に通知しなければならない。

(貸付けの休止及び停止)

第8条 管理者は、奨学資金等の貸付けを受けている者が大学若しくは大学院の課程を休学し、若しくは停学の処分を受け、又は臨床研修若しくは専門研修を中断することとなったときは、その事実が生じた日の属する月の翌月分からその事実が消滅した日の属する月の分まで、当該奨学資金等の貸付けを休止するものとする。

2 管理者は、奨学資金等の貸付けを受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が生じた日の属する月の分から当該奨学資金等の貸付けを停止するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 大学若しくは大学院の課程を退学し、又は臨床研修若しくは専門研修を中止したとき。

(3) 心身の故障のため、大学若しくは大学院の課程の履修又は臨床研修若しくは専門研修を継続する見込みがなくなると認められるとき。

(4) 奨学資金等の貸付けを受けることを辞退したとき。

(5) 偽りその他不正の手段により奨学資金等の貸付けを受けたとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、奨学資金等の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

(償還の免除)

第9条 管理者は、奨学資金等の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨学資金等の償還及び利息の支払いの全部を免除するものとする。

(1) 臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、直ちに引き続き(管理者がやむを得ない事由があると認めた場合を除く。次号において同じ。)規則で定める医師(以下「特定診療従事医師」という。)として奨学資金等の貸付けを受けた期間の3分の2に相当する期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)指定医療機関の業務に従事したとき。

(2) 臨床研修、大学院の課程又は専門研修を終了し、直ちに引き続き、奨学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間、特定診療従事医師以外の医師として指定医療機関の業務に従事したとき。

2 前項第1号の奨学資金等の貸付けを受けた期間の3分の2に相当する期間及び同項第2号の奨学資金等の貸付けを受けた期間に相当する期間(以下「必要勤務期間」という。)が3年に満たないときは、これをそれぞれ3年とする。

3 第1項の指定医療機関の業務には、必要勤務期間内において指定医療機関で受ける

専門研修を含むものとする。

(償還の裁量免除)

第 10 条 前条に規定する場合を除くほか、管理者は、奨学資金等の貸付けを受けた者が死亡、疾病、災害その他やむを得ない理由により業務に従事することができなくなったときは、当該奨学資金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を免除することができる。

(償還)

第 11 条 奨学資金等の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、管理者から償還請求を受けた日の翌日から償還完了の日までの日数に応じ、償還すべき額につき年 7.3 パーセント（各年の特例基準割合（当該期間の属する各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法(平成 9 年法律第 89 号)第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合。次項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、その年中においては、特例基準割合（当該特例基準割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。）で計算した利息を加えた額を管理者の定める日（次項において「償還期日」という。）までに一括して償還しなければならない。

- (1) 第 8 条第 2 項の規定により奨学資金等の貸付けが停止されたとき。
- (2) 第 9 条の規定による償還免除の条件を満たさないと認められるとき。ただし、前条の規定により償還の裁量免除を受けた場合を除く。
- (3) 大学を卒業後 3 年以内に医師の免許を取得できなかったとき。

2 前項に該当する者が、正当な理由がなく、償還すべき額を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額につき年 14.6 パーセント（償還期日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント（特例基準割合が年 7.3 パーセントに満たない場合は、当該特例基準割合））の割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。

(償還の猶予)

第 12 条 前条の規定にかかわらず、管理者は、奨学資金等の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該奨学資金等の償還及び利息の支払の全部又は一部を猶予することができる。

- (1) 第 8 条第 2 項第 4 号の規定により大学生奨学資金の貸付けを停止された後も引き続き大学に在学しているとき。
- (2) 大学生奨学資金の貸付けを受けた者又は臨床研修のための研修資金の貸付けを受けた者が、臨床研修終了後引き続き専門研修を受けているとき、又は引き続き大学院に在学しているとき。
- (3) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学資金等の償還及び利息の支

払いが困難であると認められるとき。

(委任)

第 13 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。